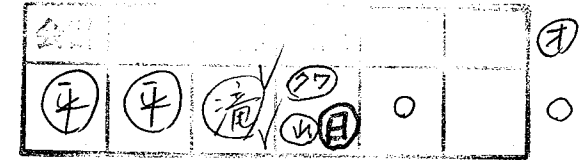


(その1)

収 支 報 告 書



令和4年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) つげよしふみこうえんかい
 柘植芳文後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1114号室

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 柘植 芳文

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 参議院議員(現職)	公職の候補者の氏名 柘植 芳文
資金管理団体の届出をした者の氏名 柘植 芳文	公職の種類 参議院議員(現職)

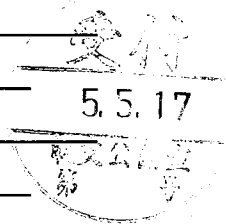
4 会計責任者の氏名 増田 隆一

事務担当者の氏名 増田 隆一

(電話) 0365501114

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

103950

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		3.政治団体			
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額					年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
		十億	百万	千	円					
1	郵政政策研究会		5	0	0	0	R4/1/21	東京都港区六本木1-7-27	末武 晃	
この頁の小計			5	0	0	0				
その他の寄附										0
合 計			5	0	0	0				0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額						備 考
項 目		十	百	千	百	十	円	
1 経 常 経 費							0	
(1) 人 件 費							0	
(2) 光 熱 水 費							0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				7	6	4	5 8 5	
(4) 事 務 所 費			1	4	3	8	0 7 4	
小 計			2	2	0	2	6 5 9	
2 政 治 活 動 費								
(1) 組 織 活 動 費			8	6	3	6	6 3 6	
(2) 選 挙 関 係 費							0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費							0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費							0	
イ 宣 伝 事 業 費							0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費							0	
エ そ の 他 の 事 業 費							0	
(4) 調 査 研 究 費							0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金							0	
(6) そ の 他 の 経 費							0	
小 計			8	6	3	6	6 3 6	
合 計			1 0	8	3	9	2 9 5	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分			1.組織活動費		(交際費)	
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考		
		十億	百万	千	円						
16	生花代			33	000	R4/5/10	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
17	生花代			33	000	R4/5/12	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
18	生花代			36	300	R4/5/18	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
19	会合費			60	005	R4/6/8	麹町おおいし	東京都千代田区麹町2-5-3 B1			
20	会合費			50	460	R4/6/15	炭火焼肉とうがらし	東京都港区西麻布1-4-7			
21	来客用飲み物			24	768	R4/6/17	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス			
22	生花代			13	200	R4/7/11	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
23	会合費			64	000	R4/7/12	株式会社新橋亭	東京都港区新橋2-4-2			
24	生花代			33	000	R4/7/14	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
25	生花代			66	000	R4/7/26	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
26	生花代			66	000	R4/8/3	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
27	生花代			19	800	R4/8/12	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
28	生花代			33	000	R4/8/16	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号			
29	会合費			17	3696	R4/8/17	若会席 大和館	東京都千代田区内幸町1-2-2日比谷ダイビルB1			
30	会合費			50	000	R4/8/29	麹町おおいし	東京都千代田区麹町2-5-3 B1			
この頁の小計			1	053	229						
その他の支出											
合 計											

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月8日

政治団体の名称 柘植芳文後援会

会計責任者の氏名 増田 隆一

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 3.備品・消耗品費	*1	株式会社ビックカメラ ビックカメラ赤坂見附駅店
その15 1.組織活動費 (交際費)	*1	株式会社東急ホテルズ ザ・キャピトルホテル東急
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*1	株式会社名鉄交通商事 名鉄タクシーチケットセンター
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*2	株式会社名鉄交通商事 名鉄タクシーチケットセンター
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*3	株式会社名鉄交通商事 名鉄タクシーチケットセンター
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*4	株式会社名鉄交通商事 名鉄タクシーチケットセンター
その15 1.組織活動費 (会費)	*1	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館321号室 衆議院議員 藺浦健太郎事務所
その15 1.組織活動費 (会費)	*2	村井ひできモーニングセッション 事務局 英友会
その15 1.組織活動費 (会費)	*3	東京都千代田区永田町2丁目1-1参議院議員会館619号長谷川岳事務所
その15 1.組織活動費 (会費)	*4	衆議院議員 田中ひでゆき君と共に語る集い事務局
その15 1.組織活動費 (会費)	*5	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1211号室 塩谷立事務所内
その15 1.組織活動費 (会費)	*6	衆議院議員 田中和徳 新都市構想セミナー実行委員会
その15 1.組織活動費 (会費)	*7	自由民主党 参議院議員 清水真人 政経セミナー
その15 1.組織活動費 (会費)	*8	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部 支部長 豊田俊郎
その15 1.組織活動費 (会費)	*9	自由民主党神奈川県参議院選挙区第三支部 支部長 島村大
その15 1.組織活動費 (会費)	*10	政経セミナー実行委員会 自由民主党愛知県支部連合会
その15 1.組織活動費 (会費)	*11	自由民主党広島県第六選挙区支部 代表 小島敏文
その15 1.組織活動費 (会費)	*12	東京都千代田区永田町2-1-2参議院第二議員会館813古川康事務所内
その15 1.組織活動費 (会費)	*13	衆議院議員 大野敬太郎君を囲む会 フォーラムK


政治資金監査報告書

令和5年5月8日

柘植芳文後援会

代表者 柘植 芳文 殿

登録政治資金監査人

榆井 宏志 

登録番号

第2539号

研修終了年月日

平成21年6月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、柘植芳文後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、柘植芳文後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

柘植芳文後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、柘植芳文後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上